

2021年12月13日

各位

会社名 株式会社ジーフット  
代表者 代表取締役社長 木下 尚久  
(コード番号: 2686 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 常務取締役 総合企画担当 村上 竹司  
電話番号 03-5566-8215

**第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更  
ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 当社の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額 50 億円の A 種種類株式を発行すること
- ② A 種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ A 種種類株式の払込みの日を効力発生日として、A 種種類株式の払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 2022 年 2 月 8 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、A 種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）（A 種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）および本定款変更に係る各議案（以下「本付議議案」といいます。）を付議すること

本第三者割当は、本臨時株主総会において本付議議案の承認が得られることを条件としております。なお、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

**I. 本第三者割当による種類株式の発行について**

**1. A 種種類株式の概要**

① 払 込 期 日	2022 年 2 月 9 日
② 発 行 新 株 式 数	A 種種類株式 50 株
③ 発 行 価 額	1 株につき 1 億円
④ 調 達 資 金 の 額	50 億円
⑤ 配 当 金	普通株式と同順位にて一株当たり同金額を支払う
⑥ 募集または割当方法 (割当予定先)	イオンに対する第三者割当方式
⑦ そ の 他	A 種種類株式の内容の詳細は別紙 1（A 種種類株式発行要項）をご覧ください。 普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。

**2. 本第三者割当の目的および理由**

**(1) 本第三者割当に至る経緯および目的**

当社は、「足元からのスタイル提案業」を基本理念に、健康的で履きやすく、魅力的な靴をリーズナブルな価格で提供するとともに、フットウェアのリーディングカンパニーを目指しております。

現在、企業や生活者を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い消費行動や価値観も変わってきております。このような環境の下、お客さまに喜んでいただける接客、お客さまに満足していただける商品、お客さまのニーズの変化に応える売場を実現させるべく、①見やすく、選びやすい売場、②ジーフット独自の体験型提案接客（接客に関する社内認定資格フィッティングアドバイザーによる、足型計測器、はっ水加工機IMBOXを使った接客）、③自ら考え、判断し、行動できる店長の教育（店舗情報分析に基づいた月別・週別販売計画の立案、検証、修正）を取り組み骨子にした売場作り、顧客サービスの強化、履き心地にこだわったプライベートブランド商品の開発を推し進めて行くことで、企業としての成長性を確保し、またイオングループと戦略を連動させグループシナジーを発揮することによる企業価値の更なる向上を目指しております。

そのような中、2020年2月期第4四半期からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出自粛の長期化による需要の先送りや、在宅勤務やテレワークの拡がり等によるオフィス・ビジネス需要の減少、および営業自粛要請に伴う店舗営業の制限を受ける等、厳しい環境変化に見舞われました。これらの課題に対して、防疫対策や商品・売場改革に加え、在庫適正化の徹底等収益力向上に努めておりますが、今年度上期においても新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響は大きく、2022年2月期第2四半期累計での連結経営成績および連結財務状態は営業損失29.0億円、親会社株主に帰属する当期純損失31.2億円、純資産12.9億円となっており、また2021年10月6日に公表した通期連結業績予想の修正では2022年2月期通期連結業績は営業損失60.0億円、親会社株主に帰属する当期純損失65.0億円と予想しております。

このような環境の下、事業再生・成長軌道回帰のため、イオンとの間で協議を継続してまいりました。そして2021年10月6日、当社よりイオンに対して第三者割当増資の引受け要請を行い、イオンとの間で資金調達や資本増強に関する各種施策の実施に関して正式に協議に入ることで合意いたしました。

その後2021年10月から12月にかけて、イオンと複数回にわたり協議・交渉を行う中で、当社において割当候補先の特性、施策内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を種々検討したところ、最終的に上記「1. A種種類株式の概要」に記載のとおりイオンにA種種類株式を割り当てるのが最善であるとの判断に至りました。本第三者割当は、当社、子会社および関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の財務基盤の安定に加え、当社の事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、当社の中長期的な企業価値向上につながると考えております。

## （2）本第三者割当により資金調達を実施する理由

新型コロナウイルス感染症拡大により棄損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルス感染症の影響に耐え得る財務体質を築くには、資本性の資金調達を実施することが不可欠であると考えております。

そこで、当社の事業構造改革に沿った資本性の資金調達の具体的方法について、様々な選択肢を検討してまいりました。この点、当社普通株式による資金調達の実施は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束時期も不透明な状況下での当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であると判断しました。また、当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断しました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができることから、当社にとって最良の選択肢になり得ると判断いたしました。

また当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社との事業上のつながりが深く、当社がイオングループの運営する多くのショッピングセンタ

一に出店する主要なテナントであることから、当社の財務基盤を強化し、当社の事業構造改革を推進・実現させることがイオングループの企業価値向上につながるものをご理解をいただいたイオンを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、A種種類株式をイオンに対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。A種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。なお、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生しません。

(i) 配当

普通株式と同順位で、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当が行われます。

(ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することができます。

当社が取得することができるA種種類株式の1株当たりの取得金額は、以下のとおりです。

(a) 基本取得金額

A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b) 控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金（以下「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(iii) 金銭対価の取得請求権

A種種類株式の内容として、A種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてA種種類株式を取得するものとされております。

但し、A種種類株式の割当予定先であるイオンは、原則としてA種種類株式の払込期日以降5年間、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該期間は、その満了日の前日までに当社およびイオンの書面による合意により、当該払込期

日の10年後の応当日までの日のうち、当該払込期日の応当日であるいずれかの日まで延長できます。

A種種類株主により金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、以下のとおりです。

(a) 基本償還金額

A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還金額」という。)とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b) 控除価額

上記(a)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われたA種配当金(以下「償還請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(iv) 議決権

A種種類株式には議決権が付与されていません。

(v) 譲渡制限

A種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされています。

### 3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,000百万円
② 発行諸費用の概算額	150百万円
③ 差引手取概算額	4,850百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、アドバイザー費用、弁護士費用、A種種類株式の価値算定費用、臨時株主総会関連費用等です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 店舗改装・新規出店資金	3,500	2022年3月～2024年2月
② システム・IT投資資金	1,350	2022年3月～2025年2月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 店舗改装・新規出店資金

お客様の利便性や店舗集客力の向上を目的とした店舗改装、および新規出店等の店舗設備投資を実施し、顧客単価や店舗面積当たり売上高の増加を目指します。店舗改装は1店舗当たり10百万円程度、約300店舗を対象としており、店舗改装資金の総額は約3,100百万円を予定しています。なお、改装店舗につきましては、主に費用対効果の高い店舗を対象として選定しております。新規出店は1店舗当たり35百万円程度、約10店舗を対象としており、新規出店資金の総額は約400百万円を予定しています。これらの投資を2022年3月～2024年2月にかけて実施する予定です。

② システム・IT投資資金

在庫適正化に向けた商品統合管理システム構築投資、およびEC事業とリアル店舗を融合させたオムニチャネル化のためのデジタル投資を行います。商品統合管理システム構築によって、これまで課題であった過剰在庫や欠品等の減少を目指してまいります（初期投資に約130百万円を予定）。オムニチャネル化のためのデジタル施策では、新型足型計測器の導入によって顧客の足型情報をデータ化することで、EC事業とリアル店舗の相互送客やPB商品の開発に活かします（初期投資に約320百万円を予定）。加えて、ECシステムを刷新し、店舗在庫とデータを連携することでアイテム拡大、欠品率改善、買上率向上を実現いたします（初期投資に約130百万円を予定）。その他、既存の基幹システムのメンテナンス・改修への投資に約770百万円の資金を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社の置かれた厳しい経営状況から脱却するべく事業構造改革を実行し、一層の事業拡大、収益性の向上、財務体質の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な成長、企業価値の向上につながるため、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、A種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたA種種類株式の評価額、および当社の置かれた事業環境、財務状況、「2 (1) 本第三者割当に至る経緯および目的」に記載されたイオンとの交渉経緯を総合的に勘案の上、金1億円をA種種類株式の1株当たりの払込金額としており、当社としてはA種種類株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、A種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、A種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）にA種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、A種種類株式評価報告書を取得いたしました。プルータスは、一定の前提（A種種類株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルであるディスカウンティッド・キャッシ

ュフロー（DCF）法を用いてA種種類株式の公正価値を算定した結果、A種種類株式の価格は、一株当たり92,640,000円～97,760,000円とされております。なお、当社は、プルータスから払込金額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

A種種類株式の払込金額は、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様のご意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本臨時株主総会において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式の発行により、総額50億円を調達いたしますが、上述の「2. 本第三者割当の目的および理由」に記載のとおり、前述の資金用途およびそれが合理性を有していることに照らしますと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、当社普通株式に関する希薄化は発生しません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① イオン

(1) 商号	イオン株式会社
(2) 本店所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
(4) 事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス、およびそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理
(5) 資本金の額	220,007百万円（2021年8月末現在）
(6) 設立年月日	1926年9月21日
(7) 発行済株式数	871,924,572株（2021年8月末現在）
(8) 事業年度の末日	2月28日
(9) 従業員数	155,578人（連結）（2021年2月末現在）
(10) 主要取引先	持株会社につき、該当事項はありません
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三菱UFJ銀行
(12) 大株主および持株比率 (2021年8月末現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 8.57% 株式会社日本カストディ銀行（信託口） 4.66% 株式会社みずほ銀行 3.92% 公益財団法人イオン環境財団 2.57% 公益財団法人岡田文化財団 2.51% 農林中央金庫 2.13% 株式会社日本カストディ銀行（信託口7） 1.57% 株式会社日本カストディ銀行（信託口5） 1.43% イオン共栄会（野村証券口） 1.41% イオン社員持株会 1.40%

(13) 当社との関係等			
資本関係	当社普通株式 28,461 千株（うち間接保有分 2,111 千株）を保有しております（議決権所有割合 66.9%（うち間接保有分 5.0%））。（2021 年 8 月末日現在）		
人的関係	当社の取締役 1 名がイオンの従業員、当社の取締役 1 名がイオン子会社の従業員です。		
取引関係	当社グループはイオングループとの間で、商品仕入れ、店舗の賃借、業務委託、ブランドロイヤルティ等の取引があります。		
関連当事者への該当状況	イオンは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。		
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
連結純資産	1,875,364	1,849,278	1,755,776
連結総資産	10,045,380	11,062,685	11,481,268
1株当たり連結純資産(円)	1,299.32	1,264.63	1,147.56
連結営業利益	212,256	215,530	150,586
連結経常利益	215,117	205,828	138,801
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	23,637	26,838	△71,024
1株当たり連結当期純利益金額又は1株当たり連結当期純損失金額(△)(円)	28.11	31.88	△84.06
1株当たり配当金(円)	34	36	36

(注) 当社は、イオンが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2021年6月1日付）において、「イオンは、反社会的勢力を排除するために、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、各都道府県の暴力団排除条例等を遵守し、取引を含めた一切の関係を遮断します。」との記載を確認しております。以上のことから、当社はイオンおよびその役員または経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

イオンは新型コロナウイルス感染症の拡大等、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や当社における資本政策の考え方、当社の経営戦略および事業計画を十分にご理解いただいていること等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達为企业価値向上に寄与するとの判断に至り、イオンを割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先との引受契約における合意事項

当社は、イオンとの間で、2021年12月13日付で、それぞれ以下の内容を含む引受契約書を締結しております。

(i) 事前承諾事項

当社は、2021年12月13日以降、イオンが全てのA種種類株式を保有しないことと

なる日までの間、イオンの事前の書面による承諾のある場合を除き、定款の重要な変更（新たな種類株式またはかかる株式を対象とする新株予約権の発行を目的とする定款変更その他A種種類株式の所有者に重大な損害を及ぼすおそれがある定款変更に限る。）、株式取扱規程の変更（A種種類株式に係る事項についての変更に限る。）、現金交付を伴う株式併合、自己株式の取得、資本金または準備金の額の変更、剰余金の配当（金銭に限られず、中間配当を含む。）その他の処分、株式会社以外への組織変更、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転、事業の全部の譲渡、解散、清算または倒産処理手続開始の申立てを行わずまたは子会社をして行わせない。但し、イオンは、事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならない。

また、当社は、2021年12月13日以降、イオンが全てのA種種類株式を保有しないこととなる日までの間、イオンの事前の書面による同意なく、株式等を発行または処分してはならない（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除く。）。

(ii) 取得請求権の行使制限

イオンは、原則としてA種種類株式の払込期日以降5年間、A種種類株式に係る取得請求権を行使できない。また、当該期間は、その満了日の前日までに当社およびイオンの書面による合意により、当該払込期日の10年後の応当日までの日のうち、当該払込期日の応当日であるいずれかの日まで延長できる。

(4) 割当予定先の保有方針

イオンについては、A種種類株式の取得は、同社の子会社である当社の事業構造改革を主に財務面から中長期にわたり支援する方針に基づいたものであると理解しております。なお、A種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を必要としております。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、イオンについて、同社が2021年10月15日付で関東財務局長宛に提出している2022年2月期第2四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金および預金1,142,949百万円（2021年8月31日）と記載されていることを確認しております。また、イオンからは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭で得ております。

以上より、当社は、割当予定先について、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 大株主および持株比率

(1) 普通株式

割当前（2021年8月31日現在）		割当後
イオン株式会社	61.93% (26,350千株)	同左
有限会社高田	2.11% (900千株)	
イオンフィナンシャルサービス株式会社	1.57% (670千株)	
イオンモール株式会社	1.22% (520千株)	
ジーフット社員持株会	1.17% (500千株)	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.01% (433千株)	
マックスバリュ西日本株式会社	0.88% (375千株)	
服部健志	0.82% (351千株)	
株式会社コックス	0.78% (336千株)	



株式会社みずほ銀行	0.70% (300 千株)
-----------	----------------

- (注) 1. 持株比率は、2021年8月31日現在の発行済株式総数 42,545 千株（自己株式 12 千株は除外しております。）に対する比率を記載しております。
2. イオン株式会社は上記記載の他に間接所有で 2,111 千株の株式を所有しております。
3. 上記には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 433 千株

## (2) A種種類株式

割当前 (2021年8月31日現在)	割当後
該当なし	イオン株式会社 100%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当により、自己資本の回復を図り、当社の財務体質の改善を図るとともに、資金使途への充当を通じて当社の企業価値の向上を見込んでおります。なお、本第三者割当による当期（2022年2月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。来期（2023年2月期）以降の業績に与える影響につきましては、精査した上で、適時適切に開示してまいります。

## 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、(1) 希薄化率が 25%未満であること、(2) 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

但し、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当は支配株主との取引等に該当します。したがって当社は、支配株主との間で利害関係を有しない委員で構成された特別委員会から、本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行っております。また、本第三者割当および本定款変更に関し本臨時株主総会での承認を経ることを予定しております。

## 10. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当は、イオンが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が 2021 年 6 月 11 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件の決定と同様に、市場相場に基づいた交渉の上、合理的な判断に基づき決定しております。また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、重要なものは取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。」と記載しております。

この点、当社は、本第三者割当について、イオンからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本第三者割当に係る決定を行っております。このような対応の結果、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容」に記載のとおり、A種種類株式の発行条件の決定にあたり、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して株式価値の算定を依頼し、A種種類株式の公正価値の算定結果を得たほか、下記(3)に記載のとおり、当社および割当予定先から独立した特別委員会の意見を取得しております。

また、当社の取締役のうち、イオンの従業員を兼務している藤原信幸氏、イオン子会社の執行役員を兼務している湊博昭氏および直近までイオン子会社の取締役であった青山和弘氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、当社の立場においてイオンとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議および決議には参加していない藤原信幸氏、湊博昭氏および青山和弘氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社およびイオンから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている柴田昭久氏および荒川正子氏ならびに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている越山滋雄氏および下山宏氏の4名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか(① 本第三者割当の目的は合理的か、② 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、③ 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか)を含みます。)について諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件および検討体制等に関する説明、プルータスから取得したA種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、2021年12月10日付で大要、以下の内容の答申書を提出しました。

(i) 本第三者割当の目的は合理的か

- 当社によれば、本第三者割当に至る経緯については、当社はかねてより、企業としての成長性を確保し、イオングループと戦略を連動させグループシナジーを発揮することによる企業価値向上を目指していたところ、新型コロナウイルス感染症拡大による業績悪化に対処し、事業再生・成長軌道回帰のため、イオンとの間で協議を継続し、令和3年10月6日、当社よりイオンに対して第三者割当増資の引受け要請を行い、イオンとの間で資金調達や資本増強に関する各種施策の実施に関して正式に協議に入ることによって合意した。
- その後2021年10月から12月にかけて、イオンと複数回にわたり協議・交渉を行う中で、当社においてイオンの特性、施策内容(種類株式発行の金額規模その他の経済条件)を種々検討した結果、イオンに対する本第三者割当は、当社グループの財務基盤の安定に加え、当社の事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、

当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、本第三者割当が、当社にとって最善であるとの判断に至ったとのことであるが、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、当社に資金調達必要性が認められる。

- 当社によれば、資金調達方法として、本第三者割当を採用した理由について、新型コロナウイルス感染症拡大により棄損した自己資本を補い、かつ、業務構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルス感染症の影響に耐え得る財務体質を築くには、資本金の資金調達が不可欠であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束時期も不透明な状況下での当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であること、および、普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の株主に対する不利益を生じさせかねないことから、適切でない判断したとのことである。その上で、無議決権種類株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であるA種種類株式は、当社普通株式の希薄化は発生させず、希薄化を回避しつつ資本金の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができること、および、当社との事業上のつながりが深く、当社がイオングループの運営する多くのショッピングセンターに出店する主要なテナントであることから、当社の財務基盤を強化し、当社の事業構造改革を推進・実現させることがイオングループの企業価値向上につながるものとの理解を得たイオンを出資先として決定することで、当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させることができることから、当社にとって最良の選択肢になり得ると判断したとのことである。以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、資本金の資金調達を実施する必要性が認められ、また、A種種類株式は、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計となっており、他の資金調達方法と比較して、本第三者割当による資金調達の合理性が認められる。
- 当社によれば、調達資金の用途は、店舗改装・新規出店資金およびシステム・IT投資資金とのことであり、以上の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、当社の企業価値の向上に資する内容になっており、本第三者割当による資金調達の具体的な資金用途に合理性が認められる。
- 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められる。

(ii) 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか

- A種種類株式の払込金額以外の主要な条件について、配当および金銭対価の取得条項その他の内容について、交渉経緯や他社事例を踏まえると、不合理な条件とはいえない。なお、A種種類株式には、イオンに対して金銭対価の取得請求権が付されているが、引受契約において、原則としてA種種類株式の払込期日からその5年後の応当日（当事者の合意により1年毎に最大10年まで延長可）までの間は、A種種類株式に係る取得請求権を行使できないとされていることもあり、不合理な条件とはいえない。
- A種種類株式の払込金額について、当社が選定した第三者算定機関であるプルータスによる合理性を有するA種種類株式評価報告書におけるA種種類株式の評価価格を踏まえ、A種種類株式の払込金額は、合理的な水準にあるものと評価できる。
- 本第三者割当において、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生せず、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計となっており、希薄化の観点からも合理性が認められる。
- A種種類株式の払込金額は、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有

利な金額に該当しないと考えているが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本臨時株主総会において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議による承認を得ることを条件としている。

- ・ 下記(iii)のとおり、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられる。

(iii) 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

- ・ 当社は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本第三者割当の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザーおよび第三者算定機関につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザー等として承認し、さらに、当社の第三者算定機関としてプルータスを選任することを決定した上で、所定のA種種類株式評価報告書を取得し、本第三者割当の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本第三者割当の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているほか、独立した第三者算定機関から所定のA種種類株式評価報告書を取得している。
- ・ 当社は、上記の検討体制のもと、本特別委員会から受けた交渉方針に係る意見やアドバイザーからの助言等を踏まえ、イオンとの間で実質的な交渉を行っており、交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。
- ・ 当社取締役のうち、イオンの従業員を兼務している藤原信幸氏、イオン子会社の執行役員を兼務している湊博昭氏、および令和3年3月までイオン子会社の取締役であった青山和弘氏は、当社の立場で本第三者割当の条件に係る協議および交渉に参加していないとのことであり、また、令和3年12月13日開催予定の当社取締役会において予定されている本第三者割当に関する議案の採決方法についても、同氏らは審議・採決に参加しない予定である。これらの当社取締役会における検討体制に不合理な点は認められず、その他、本第三者割当に係る協議、検討および交渉の過程で、上記の当社取締役会構成員を含め、本第三者割当に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本第三者割当に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないといえないと判断したときには、当社取締役会は本第三者割当の決定をしないものとするを決議しており、本特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。
- ・ 本第三者割当に係るプレスリリースおよび臨時報告書においては、本特別委員会に関する情報、種類株式の価値算定結果の内容に関する情報、その他本第三者割当の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による

取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

- ・ 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記(i)から(iii)のほか、本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

- ・ 上記(i)から(iii)を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

## 11. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結)

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
連結売上高	95,013	89,089	65,849
連結営業利益又は 連結営業損失(△)	351	△2,000	△12,205
連結経常利益又は 連結経常損失(△)	388	△1,994	△12,218
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△1,478	△4,453	△12,716
1株当たり連結当期純損失(△)(円)	△34.77	△104.68	△298.90
1株当たり配当金(円)	15.00	10.00	—
1株当たり連結純資産(円)	542.00	415.85	102.93

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

### (2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(2021年8月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	42,557,500株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	23,400株	0.05%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	23,400株	0.05%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	23,400株	0.05%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
始値	764円	662円	500円
高値	802円	669円	545円
安値	625円	504円	335円
終値	662円	505円	399円

(注) 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2021年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	414 円	414 円	409 円	406 円	399 円	380 円
高 値	420 円	419 円	412 円	407 円	404 円	391 円
安 値	410 円	404 円	404 円	398 円	384 円	379 円
終 値	414 円	407 円	405 円	398 円	384 円	383 円

(注) 2021年12月の株価については、2021年12月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年12月10日
始 値	385 円
高 値	385 円
安 値	383 円
終 値	383 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり、A種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する定款規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙2（定款変更案）をご参照下さい。

3. 本定款変更の日程

2021年12月13日 取締役会決議  
2022年2月8日 本臨時株主総会決議（予定）  
2022年2月8日 本定款変更の効力発生日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善および剰余金配当のための分配可能額の確保および充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当によるA種種類株式払込金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2022年2月9日を効力発生日として本第三者割当により増額する資本金の額と同額である2,500,000,000円を減少することとします。

(2) 減少すべき資本準備金の額

2022年2月9日を効力発生日として本第三者割当により増額する資本準備金の額と同額

である 2,500,000,000 円を減少することとします。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項および第 3 項ならびに第 448 条第 1 項および第 3 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

2021 年 12 月 13 日	取締役会決議
2021 年 12 月 28 日	債権者異議申述公告 (予定)
2022 年 1 月 28 日	債権者異議申述最終期日 (予定)
2022 年 2 月 9 日	本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

(別紙 1)

## A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称  
株式会社ジーフット A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数  
50 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 1 億円
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 25 億円 (1 株につき、50 百万円)  
資本準備金 25 億円 (1 株につき、50 百万円)
5. 払込金額の総額  
50 億円
6. 払込期日  
2022 年 2 月 9 日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式をイオン株式会社に割り当てる。
8. 剰余金の配当
  - (1) A 種配当金  
当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) と同順位にて、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下「A 種配当金」という。) を行う。なお、A 種配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
  - (2) 非参加条項  
当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
9. 残余財産の分配
  - (1) 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、1 億円 (但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。) を支払う。
  - (2) 非参加条項  
A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
10. 議決権



- (1) A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## 11. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A 種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の 10 営業日前までに当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、(i)当該償還請求に係る A 種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定める A 種種類株式 1 株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（但し、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。以下「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A 種種類株主等に対して交付するものとする。但し、償還請求日において A 種種類株主から償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 A 種種類株主により償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社は A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

### (2) 償還金額

A 種種類株式 1 株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還金額」という。）とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m 年と n 日」とする。

但し、償還請求日までの間に支払われた A 種配当金（以下「償還請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、A 種種類株式 1 株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とする。

### (3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### (4) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

## 12. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A 種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定める A 種種類株式 1 株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（但し、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を、A 種種類株主等に対して交付するものとする。A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

(2) 取得金額

A 種種類株式 1 株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1+0.02)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m 年と n 日」とする。

但し、金銭対価償還日までの間に支払われた A 種配当金（以下「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A 種種類株式 1 株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当て又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。

なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

$$\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1+0.02)^{x+y/365}$$

金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とする。

13. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は分割を行うときには、普通株式及び A 種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種種類株式には A 種種類株式又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種種類株式には A 種種類株式又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

以 上

(別紙2)

定款変更案

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000,000株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000,050株とする。 2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種別の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 144,000,000株 A種類株式 50株
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種類株式の単元株式数は、1株とする。
第8条 及び (条文省略) 第9条	第8条 及び (現行どおり) 第9条
(新設) (新設)	第2章の2 A種類株式 (A種配当金) 第9条の2 当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下本章において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種類株式を有する株主(以下本章において「A種類株主」という。)またはA種類株式の登録株式質権者(A種類株主と併せて、以下本章において「A種類株主等」という。)に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下本章において「普通株主等」と総称する。)と同順位にて、A種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金と同額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本章において「A種配当金」という。)を行う。なお、A種配当金に、各A種類株主等が権利を有するA種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. 当社は、A種類株主等に対しては、A種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
(新設)	(残余財産の分配) 第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種類株式1株につき、1億円(ただし、A種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下本章において「払込金額相当額」という。)を支払う。 2. A種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

<p>(新設)</p>	<p><u>(議決権)</u>  <u>第9条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>  <u>2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u>  <u>第9条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本章において同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章において「償還請求日」という。)として、償還請求日の10営業日前までに当社に対して書面による通知(以下本章において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下本章において「償還金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。</u>  <u>ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</u>  <u>2. A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下本章において「基本償還金額」という。)とする。</u>  <math display="block">\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} \times (1 + 0.02)^{m+n/365}</math> <u>払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</u>  <u>ただし、償還請求日までの間に支払われたA種配当金(以下本章において「償還請求前支払済配当金」という。)が存する場合には、A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式に従って計算される控除価額(ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)を控除した額とする。</u>  <u>なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還金額から控除する。</u>  <math display="block">\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1 + 0.02)^{x+y/365}</math> <u>償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</u>  <u>3. 償還請求受付場所</u></p>

	<p>株主名簿管理人事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>4. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が本条第3項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第9条の6 当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本章において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本章において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（ただし、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</p> <p>2. A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下本章において「基本取得金額」という。）とする。</p> $\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} \times (1 + 0.02)^{m+n/365}$ <p>払込期日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。</p> <p>ただし、金銭対価償還日までの間に支払われたA種配当金（以下本章において「金銭対価償還前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式に従って計算される控除価額（ただし、A種種類株式につき、株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てまたはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）を控除した額とする。</p> <p>なお、金銭対価償還前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、金銭対価償還前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。</p> $\text{控除価額} = \text{金銭対価償還前支払済配当金} \times (1 + 0.02)^{x+y/365}$ <p>金銭対価償還前支払済配当金の支払日（同日を含む。）から金銭対価償還日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第9条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第9条の8 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。</p> <p>2. 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利</p>

<p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 乃至 第15条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>を、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</p> <p>3. 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 乃至 (現行どおり) 第15条</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第12条、第13条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>4. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>5. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
---	---